

## 大阪府保険者協議会監事監査に関する要綱

この要綱は、大阪府保険者協議会設置運営規程第6条第3項の規定に基づき大阪府保険者協議会（以下「協議会」という。）の監事が行う監査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 監事は、協議会の業務の公正かつ適正な運営を確保するため、監査を行うものとする。
- 2 監査の種類は次のとおりとする。
  - (1) 定期監査  
会長から決算関係書類の提出があったときは、これを監査する。
  - (2) 臨時監査  
監事が必要と認めたときは、臨時監査を行うことができる。
- 3 監事は、監査を実施するため、業務執行及び財産管理の状況の調査並びに会計その他の帳簿、書類等の検査を行う。
- 4 監事は、監査を実施したときは、現金出納簿に監査等年月日を記入し、押印又は署名をするものとする。
- 5 監事は、監査終了後、すみやかに監査事項、これに対する意見等を記載した監査報告書を作成し、会長に提出するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、定期監査については、平成28年度決算から適用する。